

山口県報

平成20年
7月25日
(金曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	四
保安林予定森林(森林整備課)	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	七
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)	八
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	九
公告	〇
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	〇
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	〇
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課)	一
土地改良区役員の出出(農村整備課)	一
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	二
公安委告示	二
警備員指導教育責任者講習の実施	二
警備員等の検定の実施	三
雑報	三
平成十九年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨	四

山口県告示第三百六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年七月二十五日から同年八月十四日まで、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島市南区の場町一丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法		
	能 (m^3 /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間	季節的変 動の概要
二六〇口	四五	平成二〇、 九、一	平成二〇、 九、三〇	平成二〇、 一〇、一	連 続 二 四 時 間	変動なし

備考 「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供する過施設をいう。

中 和 槽		"		"		"		砂 ろ 過 機		"		"		"		凝 集 沈 殿 槽	
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
七	"	"	"	"	"	"	二	"	"	"	二	二	二	二	二	二	二
八・六・六 六	"	三	二	三	二	三	二	"	"	三	三	三	三	三	三	三	三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	六	一	六	一	六	一	六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	八	二	八	二	八	二	八
"	"	一	二	一	二	一	二	一	"	二	一、一〇〇	二	一、一〇〇	二	一、一〇〇	二	一、一〇〇
"	"	三	四	三	四	三	四	三	"	四	一、三〇〇	四	一、三〇〇	四	一、三〇〇	四	一、三〇〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・四	四	〇・四	四	〇・四	四	〇・四	四
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	〇・六	六	〇・六	六	〇・六	六	〇・六	六
"	八、五八〇	"	一、三八〇	"	"	"	"	"	二、四〇〇	"	二、四一五	"	二、三六五	"	三、二〇〇	"	一、二〇〇
"	九、七〇〇	"	一、六〇〇	"	"	"	"	"	二、七〇〇	"	"	"	二、四五〇	"	三、四五〇	"	一、九五〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水		水の		汚染		状態		の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	窒素	リン			
"	七	八	一〇	五	一〇	〇・一	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	〇	四、〇〇〇
"	六・二 八・六	一〇	二〇	一〇	三〇	—	六	一〇	〇・四	〇・六	八、五八〇	九、七〇〇

山口県告示第三百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年七月二十五日から同年八月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 戸田工業株式会社
住 所 広島市南区的場町一丁目二番二一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	凝 集 沈 殿 槽																						
	" "			" "			" "			" "			" "			" "							
	処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前						
項 目	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後					
	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大		通 常		最 大			
水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 量 (mg/l)		鉍油類 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)											
	"	"	"	"	二	二	"	二	"	二	"	二	"	二	"	二	二	二	二	二	二		
	"	"	三	三	"	三	六	"	三	六	"	三	六	"	三	六	"	三	六	"	三	六	
	"	"	一	〇	六	〇	"	一	〇	六	〇	"	一	〇	六	〇	"	一	〇	六	〇	六	
	"	"	二	〇	八	〇	"	二	〇	八	〇	"	二	〇	八	〇	"	二	〇	八	〇	八	
	"	"	二	〇	二	〇	"	二	〇	二	〇	"	二	〇	二	〇	"	二	〇	二	〇	二	〇
	"	"	四	〇	二	〇	"	四	〇	二	〇	"	四	〇	二	〇	"	四	〇	二	〇	二	〇
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	大
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六	通 常
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一	最 大
	"	"	〇	・ 四	"	四	"	〇	・ 四	"	四	"	〇	・ 四	"	四	"	〇	・ 四	"	四	四	通 常
	"	"	〇	・ 六	"	六	"	〇	・ 六	"	六	"	〇	・ 六	"	六	"	〇	・ 六	"	六	六	最 大
	二、一五〇	二、四一五	二、二二五	二、四一五	二、二二五	二、三六五	二、一六五	二、三六五	二、一六五	二、三六五	三、二〇〇	三、〇〇〇	三、二〇〇	三、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、一五〇	一、〇〇〇	通 常
	"	"	"	"	"	"	"	"	二、四五〇	"	"	"	"	"	一、九五〇	一、一五〇	一、九五〇	一、一五〇	一、九五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	最 大

中 和 槽				"				"				"				砂 ろ 過 機		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一 二	"	"	"
"	八・六 六	"	"	"	二 二	"	二 九	"	二 二	"	二 九	"	二 二	"	二 九	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	一 〇	"	二 〇	"	一 〇	"	二 〇	"	一 〇	"	二 〇	"	一 〇	"
"	"	"	"	"	三 〇	"	四 〇	"	三 〇	"	四 〇	"	三 〇	"	四 〇	"	三 〇	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八 五八〇	七 七八〇	八 五八〇	七 七八〇	一、 三八〇	一、 三三〇	一、 三八〇	一、 三三〇	二、 四〇〇	二、 一五〇	二、 四〇〇	二、 一五〇	二、 四〇〇	二、 一五〇	二、 四〇〇	二、 一五〇	二、 四〇〇	二、 一五〇	二、 四〇〇
九、 七〇〇	八、 九〇〇	九、 七〇〇	八、 九〇〇	一、 六〇〇	一、 五五〇	一、 六〇〇	一、 五五〇	二、 七〇〇	二、 四五〇	二、 七〇〇	二、 四五〇	二、 七〇〇	二、 四五〇	二、 七〇〇	二、 四五〇	二、 七〇〇	二、 四五〇	二、 七〇〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水		水の汚染		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)										
			通常	最大	通常	最大	通常	最大											
変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	七	六・二	化学的酸素要求量 (mg/l)	一〇	二〇	浮遊物質 (mg/l)	一〇	三〇	鉍油類 (mg/l)	〇・一	〇・一	六	一〇	〇・四	〇・六	七、七八〇	八、九〇〇
"	"	"	"	八・六	"	八	"	"	五	"	"	"	"	"	"	"	八、五八〇	九、七〇〇	
"	"	"	"	"	"	一〇	一〇	"	〇・一	"	"	"	"	"	"	"	〇	四、〇〇〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	

山口県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

一 保安林予定森林の所在場所

山口市徳地野谷字辻八一〇の一、徳地三谷字溝ノ上九六九の一
防府市大字久兼字一ノ谷三八の二、三九から四三まで、四四の一、四四の二、四五、四七、四八、五二、五二の二、五二の四、五二第二、五三、五三第一から五三第三まで、五四、五四第一、五四第二、五五、五五の一、五五の二、九二、字大野六〇

岩国市美和町下畑字石が迫二九九、字麦迫三〇九の一、三三二の一、三三六、三三八、三三九、三四三、三四四、字中原七七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備
指定施業要件

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市徳地野谷字辻八一〇の一・徳地三谷字溝ノ上九六九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

防府市大字久兼字一ノ谷四四の一・四四の二・四五・四七・四八・五四・五四第一・五四第二・五五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

岩国市美和町下畑字麦迫三三九・三四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百六十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

今市地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	本 郷 町 本 郷	中 屋	一四七六	一号
" "	" "	" "	一四七三の三	二号
" "	" "	寺 の 後	一六四八の一	三号
" "	" "	浴 迫	一六四五	四号
" "	" "	寺	一五〇九の一	五号
" "	" "	" "	一五〇九の一	六号
" "	" "	" "	一五〇九の一	七号
" "	" "	杉ヶ浴、滝の前及びびド	一六二九の一、一六二九の二、一六三〇及び一六三四地内	八号
" "	" "	今 市	一五二〇	九号
" "	" "	" "	一五二七	十号
" "	" "	" "	一五二〇の二	十一号
" "	" "	" "	一五二〇の一	十二号
" "	" "	" "	一五三〇地先	十三号
" "	" "	中 屋	一四八四	十四号

山口県告示第三百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があつた。
同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十年七月二十五日から同年八月十四日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

一 埋立区域
（一） 位置
大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地先公有水面
（二） 区域
次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線、7の地点と8の地点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位（D.L. + 三・〇九メートル）における公有水面と和田漁港和田C防波堤との境界線及び1の地点と8の地点を結ぶ昭和五十五年八月十九日付け指令港湾第三四四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. + 三・二七メートル）に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字和田字ずしの耐子鼻四等三角点（北緯三三度五分二八・三七一秒東経一三二度二四分〇八・五六二秒）（以下「基準点」という。）から一六七度三二分五七秒一、一二四・五八メートルの地点
2の地点 1の地点から二九五度二六分三七秒一四・五九メートルの地点
3の地点 2の地点から二五度二六分三七秒二〇・四〇メートルの地点
4の地点 3の地点から一一五度二六分三七秒一・二〇メートルの地点
5の地点 4の地点から二五度二六分三七秒七・二〇メートルの地点
6の地点 5の地点から二九五度二六分三七秒一・二〇メートルの地点
7の地点 6の地点から二五度二六分三七秒三三・九五メートルの地点
8の地点 7の地点から一一一度三八分五九秒一四・七六メートルの地点
- 面積 九〇二・七一平方メートル
- 二 埋立てに関する工事の施行区域
（一） 位置
大島郡周防大島町大字和田字吉竹一〇四二の二地内並びに同字一〇四二の二及び同大字字ちノ泊七一六に沿接する水路に沿接する堤地先公有水面
（二） 区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線に囲まれた区域
①の地点 基準点から一六九度二一分四二秒一、一六九・八八メートルの地点
②の地点 ①の地点から二九九度二一分〇四秒四二・九六メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から二五度二六分三七秒二二二・四九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一一度二四分三七秒四七・一九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二〇五度二六分一八秒七〇・五一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二〇六度四四分〇九秒一〇・三四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇八度三四分五四秒二〇・一二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二一〇度〇六分二八秒一〇・〇九メートルの地点

(三) 面積 五、八二八・五二平方メートル

三 埋立地の用途 漁港施設用地

四 出願人

大島郡周防大島町大字小松二二六番地の二

周防大島町

周防大島町長 中本 富夫

五 出願の年月日

平成二十年六月三十日

山口県告示第三百六十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 埋立区域

(一) 位置

阿武郡阿武町大字奈古字二ツ鎌二五二〇の七に沿接する一般国道一九一号から同大字字沢松二二五三の四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から47の地点までを順次結んだ線及び1の地点と47の地点を結ぶ平成十三年秋分の満潮位(D.L.+〇・七八メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 阿武郡阿武町大字奈古字鹿島の鹿島四等三角点(北緯三四度二九分五

〇・九一三秒東経一三一度二七分二七・六七四秒)から一一〇度五八分四四秒八三五・四八メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二九八度二一分一九秒五・九八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八度二〇分三三秒〇・七五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九八度二二分二秒一五・八一メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八度二二分三秒二・六八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九八度〇八分〇三秒一七・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二八度二二分一六秒五・一二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二八度一〇分五四秒二〇・〇四メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二九八度〇八分五九秒五・五〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二九八度〇九分〇七秒一〇・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二八度〇九分五五秒九八・七一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二九八度一〇分一六秒六九・九七メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二〇八度二六分三〇秒四八・六九メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二九八度二一分二秒九・九七メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二九八度二一分二秒二〇・一五メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二九八度二四分〇九秒四・八三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二九八度一六分二秒九・二九メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二八度〇八分三三秒一〇〇・二三メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二九八度二五分〇七秒二二〇・四九メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一五六度五九分二八秒〇・三二メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二九八度二一分一六秒五〇・〇六メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三三九度三一分四秒四・二五メートルの地点
- 23の地点 22の地点から六三度五八分三四秒二・〇八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から六二度四二分三一秒二・〇一メートルの地点
- 25の地点 24の地点から五八度四〇分四四秒一・九八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から五三度〇九分三一秒二・〇〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から四八度五〇分五七秒二・〇〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から四四度四九分〇六秒二・〇一メートルの地点
- 29の地点 28の地点から四〇度二二分五八秒二・〇〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三五度三八分五二秒二・〇〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三一度二六分〇六秒二・〇〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二七度二五分二一秒二・〇〇メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二二度一分二八秒一・九九メートルの地点

- 34の地点 33の地点から一七度二四分二六秒一・九九メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二二度一六分〇六秒二・〇〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から八度一八分〇〇秒二・〇〇メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三度五〇分二七秒二・〇〇メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三五八度四六分一七秒二・〇一メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三五五度〇五分一九秒二・〇〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三五〇度一三分〇〇秒二・〇〇メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三四五度二八分三三秒一・九九メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三四〇度四七分五五秒二・〇一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三四〇度三三分一八秒三・二一メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三〇二度四六分二秒七・〇一メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三一一度四一分二五秒三・九九メートルの地点
- 46の地点 45の地点から一二二度五一分五一秒一・四四メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三三九度二五分〇一秒三六・六一メートルの地点

(三) 面積

三八、三一九・一四平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十四年十一月二十九日 指令港湾第七号の二

三 関係図書を閲覧できる市町

阿武町

四 認可を受けた者

阿武郡阿武町大字奈古二六三六番地

阿武町

阿武町長 中村 秀明

五 認可の年月日

平成二十年七月十五日



(三二一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十年八月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人さくらんぼ

代表者の氏名 懸谷 洋子

主たる事務所の所在地 下関市長府中土居北町六番一八号

(三二二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年九月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 申請のあった年月日

平成二十年七月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周南障害者・高齢者支援センター

代表者の氏名 上坂 道麿

主たる事務所の所在地 周南市新田一丁目一五番三号

(三二三) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、

次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。
平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
有限会社三伶企画	下関市川中豊町五丁目八番一五号	三伶ヘルパーステーション	下関市川中豊町五丁目八番一五号	居宅介護	平成二〇、七、一
株式会社愛優会	宇部市大字船木九七九の一	ヘルパーステーション未	宇部市大字船木九七九の一	"	"
株式会社おひさま	柳井市伊保庄二〇一の一	訪問介護ステーションおひさま	柳井市伊保庄二〇一の一	"	"
合同会社あすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	ケアサービスあすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	"	"
有限会社三伶企画	下関市川中豊町五丁目八番一五号	三伶ヘルパーステーション	下関市川中豊町五丁目八番一五号	重度訪問介護	"
株式会社愛優会	宇部市大字船木九七九の一	ヘルパーステーション未	宇部市大字船木九七九の一	"	"
株式会社おひさま	柳井市伊保庄二〇一の一	訪問介護ステーションおひさま	柳井市伊保庄二〇一の一	"	"
合同会社あすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	ケアサービスあすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	"	"
合同会社あすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	ケアサービスあすか	山陽小野田市大字厚狭五四七の四	"	"
社会福祉法人光栄会	宇部市大字東岐波二二三	うべつくし園きらきらキッズ	宇部市中村三丁目一番五	児童デイサービス	"
社会福祉法人思樹茂の里	阿武郡阿東町大字生雲東分二二五一第一	グループホーム自然と自由	阿武郡阿東町大字生雲東分二二五一第一	共同生活援助	"

(三三四) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定によ

り、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。
平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

- 一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称
岩国市玖珂町五一三の一
社団法人みどりの玖珂町振興公社
- 二 農地保有合理化事業の種類
 - (一) 農地売買等事業
 - (二) 研修等事業

(三三五) 土地改良区の役員の名及住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年七月二十五日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

土地改良区	理事の別	氏名	住所
岩国市下土地改良区	一 就任した役員		
	理事	森重 輝生	岩国市下六八九の一
	理事	坂本 昭生	〃 〃 六〇五の二
	理事	三吉 治男	〃 〃 五七三
	理事	貞乗 純夫	〃 〃 四六九
	理事	藤本 廣幸	〃 〃 五五七
	理事	三上 晴人	〃 〃 五〇五
	理事	藤本 政和	〃 〃 七三六
	二 退任した役員		
	理事	森重 輝生	岩国市下六八九の一

所

六十二年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。(第一条第二項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に合格した者
才 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの
(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のAからCまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間
平成二十年八月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署
五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類
(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)
(二) (一)のAに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、
二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則

第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書
(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一九)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

山口県公安委員会告示第三十四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。
平成二十年七月二十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
施設警備業務	二級	三十名

二 検定の日時及び場所	日	時	場	所
	平成二〇、一〇、二五	午前九時から午後五時まで	山口市仁保下郷一四五九番地	山口県警察学校

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間
平成二十年九月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には消印をしないこと。

八 受験票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。



平成十九年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成十九年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成二十年七月二十五日

山口県市町村職員共済組合理事長 河内山 哲朗

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	保健(2)	宿泊	貯金	貸付
(収入)									
負担金	4,367,273	15,146,062		142,876	256,964				
掛金・任意継続掛金	4,499,391	8,484,454			256,883				
施設収入・商品売上げ						110,316	240,509		
連合会交付金				80,372	5,782				12,046
利息及び配当金	5,319		297,767	580	2,664	30	55	663,404	954
その他収入	462,310			1,680	169	1,383	2,260	3,732	274,969
他経理からの繰入金				26,498		128,000	70,000		
前年度繰越支払準備金	758,144								
計	10,092,497	23,630,516	297,767	252,006	522,462	239,729	312,824	667,136	287,969
(支出)									
給付・一部負担金払戻金・基礎年金	4,899,284								
役員報酬・職員給与				132,501	32,221	38,639	71,977	40,706	37,836
旅費・事務費				16,569	3,878	1,685	1,032	2,723	2,495
商品仕入れ						1,035	3,622		
飲食材料費						25,941	79,072		
委託費・委託管理費				9,898	10,264	13,490	22,595	5,120	537

支払利息			297,767			3,670		284,066	246,462
連合会払込金	157,432	23,630,516		63,544					33,474
その他支出	1,126,501			26,598	260,685	159,166	164,013	7,670	17,580
老人保健拠出金	1,669,001								
退職者給付拠出金	1,724,490								
他経理への繰入金	26,498				198,000				
次年度繰越支払準備金	765,033								
計	10,368,239	23,630,516	297,767	249,110	505,048	243,626	342,311	340,285	338,384
当期利益金又は当期損失金(△)	△ 275,742			2,896	17,414	△ 3,897	△ 29,487	326,851	△ 50,415
支払準備金	765,033								
資本剰余金				52,182	25,350	1,228,581	755,282		
利益剰余金又は欠損金(△)	516,920			143,670	394,823	△ 373,091	△ 88,105	2,151,219	383,229

平成二十年七月二十五日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)